

「同一労働同一賃金」に向けた実務対応の留意点

働き方改革関連法が今年の4月から順次施行されています。来年4月1日（中小企業は2021年4月1日）から、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差が禁止されます。

今回は、「同一労働同一賃金」の法改正の内容、不合理な待遇差かどうかの判断基準の実務対応の留意点等について、裁判例を交えて解説していただきますので、ぜひ受講していただきますようお願いいたします。

【日時】令和元年10月11日（金）

13:00～16:00

【会場】米子コンベンションセンター 5F 第5会議室

米子市末広町 294 Tel. 0859-35-8111

【講師】弁護士 石寄 裕美子 氏

石寄・山中総合法律事務所

〔経歴〕 2011年 慶応義塾大学法学部法律学科 卒業
2013年 東京大学法科大学院 修了 司法試験 合格
2014年 司法修習終了(第67期) 弁護士登録(第一東京弁護士会)
2015年 石寄・山中総合法律事務所入所

〔著書・論文等〕

「企業活力向上につながる！働き方改革関連法」
(労働新聞連載 2018年7月～12月)

「就業規則の法律実務(第4版)」(中央経済社 2016年 共著)

「労働条件変更の基本と実務」(中央経済社 2016年 共著)

セミナー内容

1. 「同一労働同一賃金」法改正の内容
2. 待遇の相違が「不合理」か否かの判断基準
 - (1) 裁判例の状況
 - (2) ガイドラインの位置づけ
 - (3) 賃金・待遇項目ごとの判断基準
3. 待遇の相違に関する説明義務
4. 今後の実務の展開

【定員】 20名

【受講料】 1人当たり 経協会員 8,640円 経協会員外 12,960円（消費税込み）

- 【申込方法】
- 下記の申込書に必要事項をご記入のうえファクシミリにてお申込みください。
 - 受講料は、『受講申込み受付のお知らせ（振込先金融機関を記載したもの）』をファクシミリにてお送りしますので、到着後お振込みをお願いします。振込みの場合、銀行の振込受取書をもって領収書とさせていただきます。（振込手数料は貴社でご負担願います。）
 - セミナー開催日の3日前以降に受講を取消された場合、受講料を申し受けますのであらかじめご了承ください。

【申込期限】 令和元年10月4日（火）

【申込・問合せ先】 一般社団法人 鳥取県経営者協会

〒680-0031 鳥取市本町3-201 鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル4F

Tel. 0857-22-8424 Fax. 0857-24-4174

（一社）鳥取県経営者協会 宛 (Fax. 0857-24-4174)

10/11開催 労働法セミナー受講申込書

年 月 日

企業・団体名

TEL

〒

所在地

FAX

申込担当者(氏名)

(所属部署・役職名)

受講者名			
所属・役職名			

※ご記入いただいた情報は、当協会からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。